

Ashiya information

お知らせ

ごみの持ち込み予約が
便利になります

4月1日より月～金曜(祝日含む)に持ち込む場合は、当日正午までの予約が可能になります。また予約の開始も4週間前からできるようになります(予約可能日数は最大6日間)。

| | これまで | 4月1日から(変更後) |
|---------|------|-------------------------|
| 予約開始日 | 1週間前 | 4週間前 |
| 当日予約 | 不可 | 月～金(祝含む)に持ち込む場合は当日正午まで可 |
| 持ち込みの形態 | 指定なし | 中身が見える状態(10/1～) |

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

クレジットカードで市税が
支払えます

地方税お支払サイトにアクセスして、市税の納付書に印字されている2次元コードを読み取ることでクレジットカード決済等が可能になります。



地方税お支払いサイト

案内のとおり手続きしてください。

■対象税目 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

■利用できるクレジットカード

VISA・Master Card・JCB・American Express
Diners Club



クレジットカードでの納付について

■クレジットカード決済の注意点

- ▶クレジットカード決済には利用者負担で手数料がかかります
- ▶1決済あたりの金額が1,000万円以上の場合はクレジットカード決済は利用できません

■問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015

申請・届け出

就学援助費の申請



芦屋市立の小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学させることが困難な人に対し、学用品・通学用品費・校外活動費などの援助を行っています。

■対象 次のいずれかにあてはまる人

生活保護受給者等/児童扶養手当受給者/失業中の人/世帯の年間所得額が基準額以下の人/家計急変(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)により家計急変後1年間の総所得額が基準以下になる見込みの世帯

■申し込み 申請書(小・中学校で配布、市ホームページでダウンロード可)を郵送または持参で下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085
(〒659-8501 住所不要)

芦屋市大学等入学支援金
給付制度(入学後受付)

経済的な理由で大学等への進学が困難な方は、「芦屋市大学等入学支援金制度」により「芦屋市大学等受験料支援金」や「芦屋市大学等入学支度金」を受けることができます。

■対象 次のすべてにあてはまる人

【芦屋市大学等受験料支援金】

- ▶1年以上継続して本市に住所を有している方
- ▶令和4年度に大学・短期大学等を受験された方※専門学校・大学院は対象外
- ▶国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第1区分で採用されていること
- ▶令和4年度に芦屋市大学等受験料支援金を受けていないこと

【芦屋市大学等入学支度金】

- ▶1年以上継続して本市に住所を有している方
- ▶令和5年4月に大学・短期大学等に入学された方※専門学校・大学院は対象外
- ▶国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第1区分で採用されていること
- ▶令和4年度に芦屋市大学等入学支度金を受けていないこと

■給付金

【芦屋市大学等受験料支援金】

上限10万円・申請可能試験数3試験まで(1試験あたり上限35,000円)※申請は1人1回まで

【芦屋市大学等入学支度金】

上限20万円(1人1回限り)※入学金から国の高等教育の修学支援新制度で減免される額を差し引いた金額が受けられます

■申し込み 必要書類を下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

屋外広告物改修
撤去に係る補助制度

「芦屋市屋外広告物条例」に適合させるため、既存屋外広告物の改修・撤去を行う費用の補助制度を設けています。新型コロナウイルス感染症の影響により、補助金の交付対象となる事業の期間を令和6年3月31日まで再延長しています。

| | 令和6年3月31日までに補助事業を完了させるもの | |
|------|--------------------------|------|
| | 補助率 | 限度額 |
| 改修費用 | 1/3 | 50万円 |
| 撤去費用 | 1/2 | 50万円 |

※ご自身の掲出する屋外広告物の条例への適合性や補助金の交付対象等の詳細は、下記へ

※補助を受ける場合は、事前の申請と令和6年3月31日までに補助事業を完了させる必要があります。お早めにご相談ください

※平成28年7月1日時点で、県の屋外広告物条例に適合していないもの、許可を取得していないものは、上記の補助を受けることはできません

■問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

募集

男女共同参画センター
市民企画講座募集

男女共同参画・女性活躍を推進するための講座をグループ主体で企画・開催してみませんか。

■会場 男女共同参画センター

■対象 3人以上のグループ(市内在住・在勤・在学1人以上)

■内容 採用された企画は8月～翌年2月内に実施

■補助金 上限50,000円

■選考 5月18日(木)午後1時30分～(予定)プレゼンテーションによる選考

■申し込み 4月1日～5月2日(平日・執務時間内)に申請書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)を下記へ持参

■問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023

男女共同参画団体協議会
新規団体・グループ登録

市内で男女共同参画に関する活動団体の新規登録を受け付けます。

■登録有効期間 登録承認日～令和6年6月30日

■登録基準 「男女共同参画社会」の実現を目的として活動し、会員数が5人以上(市内在住・在勤者・在学者が6割以上)で、男女を問わず広く門戸を開いていること/1年以上の活動実績があり政治・宗教・営利活動を目的としないこと

■申し込み 申請は随時(日・祝除く)に必要な書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)と規約か会則を下記へ

■問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023

市民提案型事業補助金



地域課題の解決に向けて取り組む提案型事業の経費の一部の補助が受けられます。

■対象 主に市内で活動する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの

- ▶特定の政党・宗教・宗派・教団等の活動を行わない
- ▶計画的に活動し、将来も活動継続できること
- ▶芦屋市暴力団排除条例に抵触しない

■対象事業&上限額

補助対象経費の3分の2以内とし、下記の額を上限とします

▶自由提案型(10万円)